

議題4 蘇原南保育園の認定こども園への移行について

蘇原南保育園（社会福祉法人孝愛会）から、施設類型の変更（保育所から保育所型認定こども園）を希望する旨の申し出を受けました。

つきましては、その利用定員の設定にあたり、子ども・子育て支援法第31条第2項の規定に基づき、各務原市子ども・子育て会議の意見を伺います。

子ども・子育て支援法第31条第2項

市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

1. 施設の概要

設置者	法人名	社会福祉法人孝愛会
	住所	各務原市蘇原新生町1-23
	代表者	理事長 小川 博久
施設	施設名	蘇原南保育園
	住所	各務原市蘇原六軒町4-6-4
	施設種類	保育所
沿革	昭和40年 各務原市立蘇原南保育所として認可 平成21年 民営化、社会福祉法人孝愛会にて運営開始	

2. 変更理由

認定こども園化することによって新たに1号認定の受け入れが可能となり、保育の必要性を満たさなくなった場合でも退園する必要がなくなるなど、認定こども園への移行が利用者の利便性向上につながると判断されたため、変更を検討する。

3. 変更内容（認定こども園への移行は令和7年4月1日）

施設種類	(変更前) 保育所 ⇒ (変更後) 保育所型認定こども園							
施設名	(変更前) 蘇原南保育園 ⇒ (変更後) 仮称：蘇原南こどもえん							
利用定員		1号	2号	3号			2・3号	合計
				0歳	1・2歳	小計		
	変更前	0	63	9	58	67	130	130
	変更後	8	63	12	58	70	133	141
	増減	8	0	3	0	3	3	11
その他	1号定員受け入れのため、2階保育室の改修を行う							